



広報

もりよし

発行編集・森吉町役場企画開発課
印刷所・米内沢中央印刷所

No. 227

1976. 12. 15

森吉と上舟木を結ぶ

鷹森林道が開通なる



(テープカットする両町長と県林務部長)

で行われました。

前十時から町境の源五郎峠

通式が、十一月二十七日午

峰越連絡林道鷹森線の開

〇〇九haがあります。

この林道は、森吉町森吉と鷹巣町上舟木を結ぶ峰越

線で、総延長五、二二一m幅員四m。森吉町側二、八

六八m鷹巣町側二、三四三

mとなっています。四七年

度に県営三か年継続事業と

して着手されたが、財政事

情等の関係から二か年延長

となつたものです。

沿線には、民有林、国有

新年祝賀会の
ご案内

ご案内

昭和五十二年の新春をお祝いする

恒例の祝賀会を次により開催します

ので、多数ご出席くださいるようお願いします。

日時：52年1月1日午前11時

会場：米内沢農協ホール

会費：千円（当日受付に願います。）

（ご希望の方は、

十二月二十五日までに役場企画開発

課へお申し込みください。電話でも結構です。）

住民登録人口

昭和51年11月末現在	
人口	
男	5,473 (0)
女	5,907 (-10)
計	11,380 (-10)
世帯数	2,767 (+1)

年賀状は

20日までに

年賀状は年々ふえつづけ、前年は全国で約20億枚を元旦に配達しました。この膨大な年賀状を元旦にあて先にお届けするため、郵便局では万全の準備を整えておりますが、年末おし迫ってから出されますと、元旦配達に間に合わなくなりますので、遅くとも12月20日までにお出しください。

お出しになるときは

「市内あて」～米内沢局配達のもの（郵便番号018-43）「県内あて」「県外あて」に分け、簡単な紙札をつけて、ひも等で十文字に束ねてお出しください。お年玉つき年賀はがきで年賀状を出すときは、表面に「年賀」と朱書してお出しください。

あて名は正しく

はっきりとせっかくの年賀状や贈り物を迷子にしないよう、あて名は正しくはっきりと書いてください。アパート名、棟番号、室番号や同居人など場合、「〇〇様方」など忘れずに書き添えてください。あて先や差出人住所には、必ず郵便番号をお書きください。

年賀状は年々ふえつづけ、前年は全国で約20億枚を元旦に配達しました。この膨大な年賀状を元旦にあて先にお届けするため、郵便局では万全の準備を整えておりますが、年末おし迫ってから出されますと、元旦配達に間に合わなくなりますので、遅くとも12月20日までにお出しください。

最近、農地の無断転用が目立ってきました。田畑の売買、または生前の贈与、宅地、山林、原野などに地目を変更する場合、すべての許可を受けなければ、所有権移転、地目変更の登記をすることは、農地法違反として懲役、罰金、または元農地に復元するよう命令がされることになります。特に土地改良事業を実施した場所、農業振興地域整備に関する法律によって、農用地区域に指定されているところ



農地の転用は

許可を受けてから

農業委員会からのお願い

ろは、農地以外に転用できません。したがって、事實上売買し金の受け払いが終つても、農地法の許可が無いため登記ができず、問題となっている人も数多くあります。

また自分の農地であつて自分が農地以外の目的のために使用する場合でも許可が必要で、無断ですれば違反となります。

農地を他人に貸す場合もおなじです。農地法の許可を受けないで借り貸し、後で条件等の折合いで悪くなったり、問題となつて大変困っている人もあります。貸したら必要なとき返してもう一度、国民年金手帳を確かめてください。

保険料を納める期限は、毎年一月、四月、七月、十月の末日です。翌年の四月を過ぎると、直接、社会保険事務所に納めていただかなければなりません。また、二年間以上納めないと

ろは、農地以外に転用できません。したがって、事實上売買し金の受け払いが終つても、農地法の許可が無いため登記ができず、問題となっている人も数多くあります。

また自分の農地であつて自分が農地以外の目的のために使用する場合でも許可が必要で、無断ですれば違反となります。

農地は大事な財産です。法律に定められた手続で、しっかりと守りましょう。

決してそのようなことがあります。このほか農地等に係る問題のすべてについて、事前に農業委員が農業委員会の事務局で相談され、農地法違反等のないようご注意ねがいます。

がります。

国民年金を受けるには

で一切おこないます。

このほか農地等に係る問題のすべてについて、事前に農業委員が農業委員会の事務局で相談され、農地法違反等のないようご注意ねがいます。

農地は大事な財産です。法律に定められた手續で、しっかりと守りましょう。

決してそのようなことがあります。

このほか農地等に係る問題のすべてについて、事前に農業委員が農業委員会の事務局で相談され、農地法違反等のないようご注意ねがいます。

農地は大事な財産です。法律に定められた手續で、しっかりと守りましょう。

